

本大衆党支部ノ指導ニヨリ、北豊島郡瀧野川町大衆西ニ原七四
ヲ別記嘆歎書ヲ事業主ニ送ルカ一蹴セラレタル
ニ端ヲ發シ、芥末勞賃ノ削減等中ニ有之左記ノ通

一 争議發生ノ場所

北豊島郡瀧野川町大衆西ニ原七四

二 事業主側

名 稱 三光印刷業

代表者(個人) 大島貞吉

資本金 六万円

事業 活版印刷所 刷雜誌

企業系統 十

便用労働者

二十二名 (男十九名 女三名)

三 労働者側

争議参加労働者 十九名 (男十九名 女三名)

争議ノ當事者ト認めラル、組合

関東合同労働組合瀧野川支部 (組合同盟系)

争議参加者中組合加入者 十九名 (男十六名 女三名)

四 争議發生ノ時 昭和四年一月二十一日午前八時

五 争議發生原因

同工場ノ職工間村次郎、日本大衆党瀧野川支部員ト

ル關係上全支部書記長井上俊丸ノ便曠ニヨリ本月十

五、六日頃ヨリ従業員ヲ勧誘シテ関東合同労働組合瀧

之川支部ニ加入セシメラル依リ全党支部ノ指導ニ依